

## 与那国町こども派遣費補助金交付要綱

令和8年3月31日

与那国町教育委員会告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、与那国町立学校に在籍する児童生徒の対外活動(島外)に係る費用負担を支援することによって、離島地域特有の条件不利性を軽減するため、予算の範囲内で派遣に要する経費に対し補助金を交付するものとし、補助金の交付に関しては、与那国町補助金等交付に関する条例(昭和33年与那国町条例第1号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。ただし、与那国町児童生徒派遣費等補助金の対象となる派遣に対し補助するものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金は、次の各号のいずれかに該当する団体(クラブ活動団体等)に対して、予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 与那国町立学校
- (2) その他、教育長が適当であると認める団体(クラブ活動団体等)

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表第1に定める経費相当額で、予算の範囲内とする。ただし、国、県又は各種団体等から補助金等が交付される場合には、当該金額を控除した額を用いて算出する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、事業着手前に与那国町こども派遣費補助金交付申請書(様式第1号)を次の各号に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 名簿

(補助金交付の決定)

第5条 前条の規定により申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、その申請に係る補助事業の交付の可否の決定をし、当該申請者にその旨を通知(様式第5号)するものとする。また、第7条第1項に規定する申請を受けたときも同様に、その申請に係る補助事業の交付の可否の決定をし、当該申請者にその旨を通知(様式第6号)するものとする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第162条の規定

により概算払をすることができる。

- 2 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、与那国町こども派遣費補助金概算払請求について（様式第7号）および補助金概算払請求書を教育長に提出しなければならない。（交付の条件）

第7条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ様式第8号の計画変更承認申請書を教育長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ様式第9号の中止（廃止）承認申請書を教育長に提出し、その承認をうけること。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了していない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第10号の事故報告書により、教育長に報告を行い、その指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業の完了後においても、教育長の指示があるときは、補助事業の効果等についても報告しなければならないこと。

（申請書の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第11号の交付申請取下げ書を教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 実績報告書は、事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、与那国町こども派遣費補助金事業実績報告書（様式第12号）を次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付決定額と交付確定額が同額かつ返還金がない場合は、補助金精算請求書の提出を免除することができる。

- (1) 収支決算書（様式第13号）
- (2) 経費の支出に関する書類
- (3) 補助金精算請求書

（補助金交付の確定）

第10条 教育長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業等の実地結果が交付金の交付の決定内容（第5条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、様式第14号により申請者

に通知するものとする。

- 2 教育長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その越える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、教育長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消及び返還命令)

第11条 教育長は、次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく教育長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 教育長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限に付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(検査等)

第12条 教育長は、補助金の交付を受けたものに対して、事業に関する指示又は検査をすることができる。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

項目	対象者及び団体	補助金対象経費	
対外活動	児童生徒及び指導者 （他の機関から支給される場合を除く）  ・指導者は、1回の派遣（大会等）ごとに2名以内とする。	渡航費 （県内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船賃及び航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。ただし、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業実施に伴う割引航空運賃を上限とし、還付金を除いた金額の2割とする。</li> <li>・船賃及び航空賃の額は普通席</li> </ul>
		車賃 （県内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実費額</li> </ul>

与那国町教育委員会 教育長 殿

申請者  
住 所  
団体名  
団体長

印

与那国町子ども派遣費補助金交付申請書

上記補助金の交付を受けたいので、与那国町子ども派遣費補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 : 金            円
- 2 派 遣 名 :
- 3 派 遣 期 間 :    年 月 日 ~    年 月 日 (    日間)
- 4 補助金の受領方法 : 口座振替
- 5 添 付 書 類
- 6 担 当 者 名 :

(備考)

- ① この申請書には、補助事業計画書および収支予算書を添付すること。
- ② 必要に応じて申請内容の根拠となる書類を添付すること。

## 補助事業計画書

### 大会概要

派遣(大会等)名	
大会開催日	
開催会場名	
会場所在地	
派遣参加人員	
<p>派遣行程 出発から帰島 までの行程</p>	



第 号  
年 月 日

殿

与那国町教育委員会  
教育長

与那国町こども派遣費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった与那国町こども派遣費補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付額 : 金 円
- 2 派遣名 :
- 3 派遣期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)
- 4 補助金の支払方法 : 概算払もしくは精算払
- 5 交付条件
  - (1) 交付の目的外に使用しないこと
  - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難になった場合は、遅滞なく報告して指示を受けること
  - (3) 事業が完了したときは、期限内に実績報告書を提出すること。
  - (4) 航空機搭乗券等購入の実施前の支出については支出を補完する搭乗を証するものを証拠書類として提出すること。

殿

与那国町教育委員会  
教育長

与那国町子ども派遣費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった与那国町子ども派遣費補助金について、  
次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 変更前交付額 : 金 円
- 2 変更後交付額 : 金 円
- 3 派遣名 :
- 4 派遣期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)
- 5 補助金の支払方法 : 概算払もしくは精算払
- 6 交付条件
  - (1) 交付の目的外に使用しないこと
  - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難になった場合は、遅滞なく報告して指示を受けること
  - (3) 事業が完了したときは、期限内に実績報告書を提出すること。
  - (4) 航空機搭乗券等購入の実施前の支出については支出を補完する搭乗を証するものを証拠書類として提出すること。

与那国町教育委員会 教育長 殿

申請者

住 所

団体名

団体長

印

与那国町子ども派遣費補助金概算払請求について

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった与那国町子ども派遣費補助金の概算払  
について、次のとおり請求します。

記

- 1 派 遣 名 :
- 2 添 付 書 類 : 与那国町子ども派遣費補助金交付決定通知書(写)
- 3 請 求 内 訳 : 別紙補助金概算払請求書のとおり

与那国町教育委員会 教育長 殿

申請者  
住 所  
団体名  
団体長

印

与那国町こども派遣費補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた標記事業について、下記のとおり変更したいので、承認願いたく申請します。

記

経費の配分(事業の内容)

- 1 派遣名
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 配分変更表

項目	交付決定額	対象経費変更額
渡航費	円	円
車賃	円	円
合計	0 円	0 円

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
  - 2 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。
  - 3 変更後の「補助事業計画書」「収支予算書」を添付すること。
  - 4 変更のない箇所も記入すること。

第 号  
年 月 日

与那国町教育委員会 教育長 殿

申請者

住 所

団体名

団体長

印

与那国町こども派遣費補助金事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた標記事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、承認願いたく申請します。

記

- 1 派遣名
- 2 中止(廃止)の理由
- 3 中止の期間(廃止の期間)

(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

与那国町教育委員会 教育長 殿

申請者  
住 所  
団体名  
団体長

印

与那国町こども派遣費補助金事業事故報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた標記事業について、下記のとおり事故があったので報告します。

記

- 1 派遣名
- 2 事業の進捗状況
- 3 事故発生までに要した経費
- 4 事故の内容及び要因
- 5 事故に対する措置

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
  - 2 事故の原因たる事実を明らかにする書類を添付すること。

与那国町教育委員会 教育長 殿

申請者

住 所

団体名

団体長

印

与那国町子ども派遣費補助金交付申請取下げ書

標記について、与那国町子ども派遣費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

- 1 派遣名
- 2 交付決定通知書の日付および番号
- 3 交付決定通知書の受領年月日
- 4 交付の申請を取り下げようとする理由

(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

与那国町教育委員会 教育長 殿

申請者  
住 所  
団 体 名  
団 体 長

印

与那国町こども派遣費補助金事業実績報告書

年 月 日付け与教第 号で交付決定のあった、与那国町こども派遣費補助金に係る事業を次のとおり実施したので報告します。

記

- 1 補助金額：金 円
- 2 派遣名：
- 3 派遣期間： ～ ( 日間)
- 4 補助金の受領方法：口座振替
- 5 添付書類
- 6 担当者名：

(備考)

- ① この報告書には、収支決算書を添付すること。
- ② 補助事業の成果については、必要に応じてその詳細を明らかにした書類を添付すること

## 収支決算書

収入

(単位:円)

科 目		精算額	当初予算額	比 較	備 考
町補助金	渡 航 費			0	
	車 賃			0	
その他の補助金 (離島割・中体連補助金など)				0	
雑収入(利息等)				0	
				0	
				0	
計		0	0	0	

支出

(単位:円)

科 目	精算額	当初予算額	比 較	補助対象経費	備 考
渡 航 費			0		
車 賃			0		
その他補助金			0		
			0		
			0		
			0		
計	0	0	0	0	

殿

与那国町教育委員会  
教育長

与那国町こども派遣費補助金確定通知書

年 月 日付け与教第 号で申請のあった与那国町こども派遣費補助金事業実績報告について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金確定額 : 金 円  
補助金決定額 : 金 円  
交付済額 : 金 円  
返納額 : 金 円
- 2 派遣名 :
- 3 派遣期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)